平成２８年（フ）第４０号
福岡県筑紫野市原田２丁目３番地４　ラフォーレ原田Ⅰ―102号
債務者　釘嶋奈保子
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４６号
福岡市南区長住３丁目63番505号
債務者　山崎　裕子
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４７号
福岡市中央区谷１丁目11番12―305号
債務者　中村　高広
1　決定年月日時　平成28年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５０号
福岡市南区弥永団地45番103号
債務者　田中慎一郎
1　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３号
福岡市南区老司３丁目16番11―105号
債務者　棚崎　知里
1　決定年月日時　平成28年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７９５号
仙台市宮城野区栄４丁目７番６号　古輝アパート５
債務者　古川百合香
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８２６号
仙台市青葉区小松島４丁目13番26―303号
債務者　佐藤よしえ
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
仙台市宮城野区新田東２丁目３番地の９　新田東市営住宅404、従前の住所仙台市宮城野区扇町１丁目４番１号　仮設住宅９号棟４
債務者　高野　初男
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
福島市町庭坂字富山49番地
債務者　佐藤　健司
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第２９９号
山梨県南アルプス市有野3236―４　グランシャリオＢ―202、住民票上の住所山梨県韮崎市旭町上條中割1857番地
債務者　三枝　幸子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１号
岐阜県可児市桂ケ丘２丁目50番地
債務者　三上　　一
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第３号
三重県伊賀市四十九町1096番地の17
債務者　初瀬川優司
1　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第３３６号
兵庫県加古川市別府町別府808番地の１ラヴェールフォレット201号、申立時の住所兵庫県加古川市野口町長砂175番地の７
債務者　小笠原さおり
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３６６号
兵庫県姫路市南新在家９番３号、従前の住所兵庫県姫路市梅ヶ谷町23番31号
債務者　酒井　聖司
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４５５号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目117番地エミール天神Ｂ103、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町１丁目37番地　ロイヤルオーク英賀保302那須方
債務者　カンサイ建装こと　小川　裕弘
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４８１号
兵庫県姫路市勝原区熊見292番地２
債務者　桐山正一こと　朴　　正一
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７号
兵庫県加古川市加古川町美乃利10番地　フローラハイツ弐番館２―Ｂ号
債務者　松本英子こと　朴　　榮子
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
神戸地方裁判所姫路支部